

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令（昭和四十五年政令第二百七十一号）（抄） 1

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄） 2

○建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令（昭和四十五年政令第二百七十一号）（抄）

建築基準法第四条第一項の政令で指定する人口二十五万以上の市は、次の表の市の欄に掲げるとおりとする。

北海道	札幌市 函館市 旭川市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
宮城県	仙台市
秋田県	秋田市
福島県	福島市 郡山市 いわき市
茨城県	水戸市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市 高崎市
埼玉県	川越市 川口市 所沢市 越谷市 さいたま市
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 柏市 市原市
東京都	八王子市 町田市
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 藤沢市 相模原市
新潟県	新潟市 長岡市
富山県	富山市
石川県	金沢市
福井県	福井市
長野県	長野市
岐阜県	岐阜市
静岡県	静岡市 浜松市
愛知県	名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 豊田市
三重県	津市 四日市市
滋賀県	大津市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市
兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 加古川市

市

奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市
岡山県	岡山市 倉敷市
広島県	広島市 福山市
山口県	下関市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	北九州市 福岡市 久留米市
長崎県	長崎市 佐世保市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築主事）

第四条 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

257 (略)

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づ

く命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2
15
(略)